

佐賀県告示第二百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十一年五月二十九日から平成二十一年六月二十九日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年五月二十九日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区域	
	区間	幅員 延長
一般国道 二〇四号	伊万里市瀬戸町字一ノ角六〇番地先から 伊万里市瀬戸町字一ノ角五〇番地先まで	変更前 後の別 幅員 延長 二二・四 二〇〇・六
	伊万里市瀬戸町字一ノ角六〇番地先から 伊万里市瀬戸町字一ノ角五〇番地先まで	変更前 後の別 幅員 延長 二三・二 二〇一・八